

仕様書

業務名:令和7年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕発注支援業務

業務場所:大和郡山市額田部北町1038番地 昭和浄水場

業務期間:令和 7年 4月16日 から 令和 8年 3月31日まで

1. 業務目的

本業務は昭和浄水場急速ろ過池弁の老朽化に対して、更新修繕を行うための実施設計及び施工監理(重点監理)、竣工検査を行うものである。

2. 業務対象

(1)昭和浄水場3号急速ろ過池浄水弁更新

- ・電動操作式外ネジ仕切弁7.5K φ 250mm(モーター出力0.4KW)1台他

(2)昭和浄水場6号急速ろ過池浄水弁更新

- ・電動操作式外ネジ仕切弁7.5K φ 250mm(モーター出力0.4KW)1台他

(3)昭和浄水場6号急速ろ過池逆洗弁修繕

- ・電動操作式バタフライ弁7.5K φ 400mm 1台他

(4)昭和浄水場内消火栓更新

- ・回転打倒式副弁装置付地下式双口消火栓 φ 100 1台

3. 実施設計

(1)設計協議

- 1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が協議録に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子媒体等を活用し、確認した内容については、必要に応じて協議録を作成するものとする。

- 2) 業務の着手時及び業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が、打合せ協議録に記録し、相互に確認しなければならない。

- 3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(2) 既存資料収集・整理

既存資料の収集整理により、現在の施設の修繕・点検整備の状況把握と問題点の抽出を行うこと。

(3) 現地調査

本業務に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で監督員に提出し、本業務に用いる現場条件について監督員の承諾を得るものとする。なお、現地調査は事前に監督員にその内容を協議し行うこと。

(4) 設計計画

詳細設計に先立ち、業務の目的や主旨を把握し、業務計画書を作成すること。

(5) 設計図作成

既設資料及び現地調査結果を基に、修繕発注に必要な施設平面図及び詳細図を作成すること。

(6) 数量計算書の作成

作成した設計図を基に、各工種の数量計算書の作成および

設計書(金抜き設計書)ならびに概算設計書を作成すること。

また、修繕発注のための特記仕様書を作成すること。

(7) 審査

つぎに示す事項を標準として審査を行うこと。

- 1) 検討内容、修繕計画の妥当性について
- 2) 各種設計図の適切性について
- 3) 数量計算書と図面の整合性について
- 4) 現場と設計の整合性について

(8) 報告書作成

調査結果及び作成した資料、図面、計算書等を取りまとめること。

4. 施工監理(重点監理)業務

受託者は、令和7年度昭和浄水場急速ろ過池弁修繕業務における施工監理(重点監理)を行うものとする。

(1) 協議

業務着手時、最終報告時、必要に応じて随時行うこと。

(2) 修繕着手時立会

施工者、監督員と共に修繕着手時に立会い、修繕説明を行うこと。

(3) 修繕施工時立会

施工者、監督員と共に修繕重要施工時に立ち会うこと。(4回程度)

(4) 材料検査

施工者より提出された使用器材の承認検査を実施すること。また、機器製作工場にて検査が必要な場合は立会すること。

(5) 竣工検査

施工者、監督員と共に竣工検査に立ち会うこと。竣工検査、機能試験、竣工図と合致しているか確認を行うこと。

(6) 修繕書類の検査

竣工者より提出された、工事出来高図書の確認を行い、施工図面及び数量の整合性の照査を行い、変更がある場合は数量計算書の確認を行うこと。

5. 準拠図書

(1) 水道施設設計指針・解説(日本水道協会)

(2) 水道維持管理指針(日本水道協会)

(3) 水道施設耐震工法指針・解説(日本水道協会)

(4) 水道施設耐震工法指針・解説 設計事例集(日本水道協会)

(5) 水道事業実務必携(全国簡易水道協会)

(6) 水理公式集(土木学会)

(7) 日本産業規格(JIS)

(8) 日本水道協会規格(JWWA)

(9) 電気設備技術基準・解釈(経済産業省)

(10) 内線規程(日本電気協会)

(11) 電気規格調査会標準規格(JEC)

(12) 日本電機工業会標準規格(JEM)

(13) その他必要な図書(最新版)

6. 完成図書

完了後速やかに下記及び監督員の指示する書類を提出すること。

- (1) 報告書 A4判 2部
- (2) 電子データ CD-R 2部(報告書へ添付)
- (3) その他監督員の指示するもの 必要数